

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁

一 地方公共団体の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを、候補者一人につき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内で、当該選挙区又は当該市町村の人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数頒布することができるものとする。

(第四百四十二条第一項関係)

二 都道府県及び市は、条例で定めるところにより、公職の候補者の一のビラの作成について、無料とすることができるものとする。

(第四百四十二条第十一項関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。